

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

委任専決第2号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和6年6月22日、神戸市内で発生した公用車による人身事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年8月20日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和6年6月22日
- 2 事故発生場所
兵庫県神戸市兵庫区西出町内交差点
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

公用車で神戸市内を走行中、車両右側の路地から走行してきた相手方の自転車に接触し相手方を負傷させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	人身損害	30,682円